

## 大阪府子ども計画の変更について（案）

## 第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において都道府県計画で記載すべき事項		本計画における対応（章）
必須	都道府県設定区域の設定	第6章
必須	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第6章
必須	子ども・子育て支援給付子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	第6章
必須	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	第6章
必須	乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	第6章
必須	特定教育・保育及び、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	第6章
必須	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	第6章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等	第3章
任意	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	第6章
任意	教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項	第6章
任意	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	第6章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	第1章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	第1章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	第10章

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において都道府県計画で記載すべき事項		本計画における対応（章）
必須	都道府県設定区域の設定	第6章
必須	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第6章
必須	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	第6章
必須	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	第6章
必須	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	第6章
必須	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	第6章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等	第3章
任意	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	第6章
任意	教育・保育情報の公表に関する事項	第6章
任意	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	第6章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	第1章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	第1章
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	第10章

### 3. 子ども・子育て子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

#### (2) 大阪府の認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、大阪府としては、認定こども園の新たな設置や幼稚園・保育所からの移行促進を図っていくことが重要と考えています。

そのために、認定こども園の新規設置を検討している事業者や既存の幼稚園や保育所に対し、認可・認定の基準等についてきめ細かく情報提供し、円滑な設置・移行ができるよう、市町村と一体となって支援していきます。

#### (3) 教育・保育等の一体的提供

子どもが切れ目のない教育・保育等を受けられることができるよう、市町村の教育・保育施設と乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）者との連携・接続の取組を支援するとともに、市町村と連携し、利用定員の受入れ枠の確保に努めます。

### 3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

#### (2) 大阪府の認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、大阪府としては、認定こども園の新たな設置や幼稚園・保育所からの移行促進を図っていくことが重要と考えています。

そのために、認定こども園の新規設置を検討している事業者や既存の幼稚園や保育所に対し、認可・認定の基準等についてきめ細かく情報提供し、円滑な設置・移行ができるよう、市町村と一体となって支援していきます。

## 5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

### (4) 教育・保育等を行う者の確保及び資質の向上

教育・保育等を行う者の資質向上について、次のように取り組んでいきます。

#### ア) 幼児期における学びの質の向上

幼児の生活、発達や学びの連続性を踏まえた教育課程、保育課程の相互理解を推進し、子どもたちの資質・能力を育成するとともに、認定こども園や保育所、幼稚園等で幼児教育に携わる、保育教諭、保育士、幼稚園教諭等の資質向上を図るため、担当部局間で連携して研修や人材育成のプログラムを実施します。

#### イ) 課題に応じた研修の実施

保育・教育等の現場での課題に対応できる、専門的な知識や技術を有する人材を育成するため、保育現場における事故防止、配慮の必要な子どもへの支援、子どもの権利擁護などについての研修を、市町村や関係団体と連携しながら実施します。

#### ウ) 保育現場におけるリーダー的職員の育成

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」は、修了した保育士等の処遇改善にもつながるものです。

引き続き、キャリアアップをめざす保育士等が自身のニーズに応じて研修を選択できるよう、研修実施機関が創意工夫により、利便性の高いオンライン実施、受講者間のネットワーク構築も可能な実地開催など、多様な研修を提供できる環境づくりを行います。

#### エ) 乳児等通園支援を行う者の研修体制の整備

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用する全ての子どもに、安心・安全な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備し、質の高い通園を保証するため、国において、子育て支援員研修に新たな研修コースが創設されます。

子育て支援員研修の市町村合同実施を支援し、乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。

### 5. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

#### (4) 教育・保育を行う者の確保及び資質の向上

教育・保育を行う者の資質向上について、次のように取り組んでいきます。

##### ア) 幼児期における学びの質の向上

幼児の生活、発達や学びの連続性を踏まえた教育課程、保育課程の相互理解を推進し、子どもたちの資質・能力を育成するとともに、認定こども園や保育所、幼稚園等で幼児教育に携わる、保育教諭、保育士、幼稚園教諭等の資質向上を図るため、担当部局間で連携して研修や人材育成のプログラムを実施します。

##### イ) 課題に応じた研修の実施

保育・教育の現場での課題に対応できる、専門的な知識や技術を有する人材を育成するため、保育現場における事故防止、配慮の必要な子どもへの支援、子どもの権利擁護などについての研修を、市町村や関係団体と連携しながら実施します。

##### ウ) 保育現場におけるリーダー的職員の育成

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」は、修了した保育士等の処遇改善にもつながるものです。

引き続き、キャリアアップをめざす保育士等が自身のニーズに応じて研修を選択できるよう、研修実施機関が創意工夫により、利便性の高いオンライン実施、受講者間のネットワーク構築も可能な実地開催など、多様な研修を提供できる環境づくりを行います。

### 7. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における広域自治体として大阪府が取り組むこと

#### (1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

幼稚園や認定こども園では、通園バスを利用するなどにより、市町村を超える利用がみられます。このような広域利用がある場合の各施設の定員の設定や変更について、当該市町村は大阪府と協議することが必要となりますが、大阪府における調整は、施設が所在する市町村が利用する子どもがいる他市町村と調整してとりまとめた上で、大阪府と協議することを基本とします。

#### (2) 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項

子どもの保護者等が、適正かつ円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業を利用する機会を確保するため、教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報について、国の子ども・子育て支援情報公表システムを通じて公表します。

#### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

##### ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

第5章「重点施策⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備」、第4章2及び3. 28「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に記載

##### ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

第5章「重点施策⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備」、第4章2及び3. 28「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に記載

## 7. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における広域自治体として大阪府が取り組むこと

### (1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

幼稚園や認定こども園では、通園バスを利用するなどにより、市町村を超える利用がみられます。このような広域利用がある場合の各施設の定員の設定や変更について、当該市町村は大阪府と協議することが必要となりますが、大阪府における調整は、施設が所在する市町村が利用する子どもがいる他市町村と調整してとりまとめた上で、大阪府と協議することを基本とします。

### (2) 教育・保育情報の公表に関する事項

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、市町村と特定子ども・子育て支援施設等の情報共有を行うとともに、指導監査等を相互に連携し効率的・効果的に実施します。また、市町村間の意見交換の機会を設け、制度等のきめ細かな情報提供を行うことにより、支給事務の円滑な実施を図ります。

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

#### ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

第5章「重点施策⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備」、第4章2及び3. 28「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に記載

#### ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

第5章「重点施策⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備」、第4章2及び3. 28「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に記載